

■執行機関の附属機関に関する条例（昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号）＜抜粋＞

（設置）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、本市に次の執行機関の附属機関を置く。

別表（第 2 条関係）

1 市長の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
羽曳野市建設事業再評価委員会	市が実施する国土交通省所管補助建設事業についての審議等に関する事項